

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.18 (2022.5.30)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次 (付録①② 折り込み)

- ① 「ポンペイの少女」 P1
- ② 『フクシマを歩いて』より P2
- ③ お知らせ「裁判ごっこ 第5回公判」 P2～3
- ④ 反戦思想を今こそ P3
- ⑤ 「言わなければ。無かったことになるのか！」
原告準備書面(1)※部分 P5～8
- ⑥ 本の紹介『消された水汚染』 P8

ポンペイの少女

フリーモ・レーヴィ 竹山博英 訳

人の苦しみはみな自分のものだから
まだまざまざと体験できる、おまえの苦しみを、やせこけた娘よ、
おまえは激しく震えながら母親にしがみついている
またその胎内に入り込みたいかのように
真昼に空が真っ暗になった時のことだ。
それはむだだった、空気が毒に変わり
おまえを探して、閉め切った窓を通り抜けてきたからだ
頑丈な壁で囲まれたおまえの静かな家に
おまえのはにかんだほほえみと歌声で、幸せにあふれていたその家に。
長い年月がたち、火山灰は石となり
おまえの愛らしい手足は永遠に閉じ込められた。
こうしておまえはここに いる、ねじれた石膏の像になって、
終わりのない断末魔の苦しみとして、我らの誇るべき種子が
神々にはいささかの価値もないという、恐るべき証人になって。
だがおまえの遠い妹のものは何も残っていない
オランダの少女だ、壁の中に閉じ込められたが
それでも明日のない青春を書き残した。
彼女の無言の灰は風に散らされ、
その短い命はしわくちゃのノートに閉じ込められている。
ヒロシマの女学生のものは何もない、
千の太陽の光で壁に焼きつけられた影、
恐怖の祭壇に捧げられた犠牲者。
地上の有力者たちよ、新たな毒の主人たちよ、
すべてを壊す雷の、びそかな、よこしまな管理人たちよ、
天からの災いだけでもうたくさんだ
指を押す前に、立ち止まって考えるいい

ご自由に
お持ちください



1978 年 11 月 20 日

「ポンペイの少女」は恐ろしい詩である。歴史を超えて訴える、その事実の過酷さが恐ろしいのではない。他者や未来にその歴史の事実が伝わらないことが、恐怖なのだ。

作家の徐京植（ソ・キョンシク）さんは『フクシマを歩いて ディアスポラの眼から』（2012年 毎日新聞社）で、次のように記している。

これはフクシマをうたった詩ではないだろうか？ プリーモ・レーヴィはすでに 25 年以上前に世を去ったというのに。

「オランダの少女」とは、アンネ・フランクを指す。末尾の 4 行はもちろん核兵器を指しているのだが、私にはフクシマをも指しているとは思えなかった。レーヴィの想像力は、彼自身の死後もはるかに、フクシマにまで及んでいるのだ。

時間や空間を超えて、古代の火山噴火による被害者、ホロコーストの犠牲者、原爆犠牲者の三者をつなぎ、核の脅威にまで及ぶ想像力。なんと痛々しい想像力であることか。

【中略】

プリーモ・レーヴィはアウシュヴィッツで実際に起きた出来事の証言者であっただけではない。その証言がいかに困難であるか、いかに伝わらないかということ、いうならば「証言の不可能性」の証言者でもあった。いかに証言が伝わらないかということは、言いかえれば、人間にとって他者の苦難に想像力を馳せることがいかに困難かということでもある。

プリーモ・レーヴィのような人物を何と呼ぶべきか。証人か、あるいは預言者か。しかし、私たちの多くは、証人を尊重することができず、証人たちがする私たちのための証言に関心を持つことができないで、ずっと席を立ててしまうのである。

【中略】

ホロコーストの証人、プリーモ・レーヴィは自殺した。ヒロシマの証人、原民喜も自殺した。彼らを死に追いやったのは証言に耳を傾けず、束の間の安心を得るため自らの想像力を抑圧した私たちなのではないか？ フクシマの証人たちを死に追いやってはならない。私たちの想像力が試されているのだ。

【お知らせ】 裁判ごっこ （第5回公判）

事件名：損害賠償請求事件
被告：東大和市（東大和市議会）
原告：東大和市内外市民
公判日時：6月5日（日）午後1時30分～3時30分
法廷：東大和市立中央公民館202法廷（学習室）

主催：自由と人権



2020年2月、「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情が、東大和市議会において、「議長預かり」として不当にも審議すらされず、葬り去られました。このことを不服として、2020年11月、東京地裁立川支部に提訴しました。今年4月21日（木）、その裁判の判決がありました。損害賠償・謝罪も「棄却」という不当判決です。その報告と、今後の取り組みについて話し合います。

また、この裁判に関する集会チラシが、同公民館長の恣意的な判断によって、書き換えさせられた事件の裁判についても報告します。

裁判をサカナに、カンカンガクガク、みんなで言いたい放題、話し合しましょう！

感染症対策のため、参加希望者は、事前に「自由と人権」榎本（090-1884-5757）までご連絡ください。お問い合わせも、上記連絡先までお願いします。

反戦思想を今こそ

（以下は、「自由と人権」名で送信したメールを、若干手直ししたものです。）

秘密保護法制定（2013 年）・防衛装備移転三原則閣議決定（2014 年 4 月）・集団的自衛権の行使容認閣議決定（憲法解釈変更 2014 年 7 月）・安全保障技術研究推進制度（2015 年）・戦争法（安全保障関連法 2015 年）・共謀罪（テロ等準備罪 2017 年）・重要土地利用規制法（2021 年）・経済安全保障推進法（2022 年）等々、この国は今、戦争に向けてひた走っているような状況です。そして、仕上げが平和憲法の改訂、中でも 9 条の骨抜き策動です。

これらの法制や憲法改訂が、アメリカの世界戦略に基づく要請であることも見逃せません。

ウクライナ情勢が戦争の歯止めになるのではなく、むしろ軍備拡張、軍事同盟強化に傾きつつあることに警戒しなければなりません。これは日本ばかりのことではなく、世界的な傾向となっています。

私たちの一人ひとりがよほど心を定めないと、真の反戦平和の志を失いかねません。「戦争反対！」を叫ぶことで、戦争を推し進めてしまうというような、皮肉な結果を招く恐れさえあります。



「自由と人権通信 NO.17」に載せきれなかった、哲学者ノーム・チョムスキーのインタビューの記事を次ページに掲載します。私は最近までノーム・チョムスキーという名前すら知りませんでした。彼の語る内容には説得力があります。

★ノーム・チョムスキーのウクライナに関するインタビュー動画は以下でもご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=yw5DvUgJlZA&t=6s>



★少し古い（2016 年）ですが、ノーム・チョムスキーとジョン・ダワーのインタビュー動画です。

日本がどのような位置におかれ、どのように見られているかをわかりやすく伝えています。

<https://www.youtube.com/watch?v=xQTBKaEz0Gc>



アメリカの著名な言語学者・哲学者、ノーム・チョムスキー（マサチューセッツ工科大学名誉教授）は、アメリカのメディア『カレント・アフェアーズ』（四月一三日）のインタビュで、ウクライナをめぐるバイデン政府の対応が核戦争の危機、第三次世界大戦を引き寄せていると批判し、それを防ぐためには、ウクライナがロシアに譲歩すべきだと発言した。チョムスキー教授は、ウクライナの「中立化」や「ドンバス自治権」を保障することにも言及している。

ノーム・チョムスキー氏が発言

バイデン政府のウクライナ対応批判



ノーム・チョムスキー

広島への原爆の衝撃的記憶

チョムスキーは、みずからの青年期に広島への原爆投下の報を受けたときの大きな衝撃を回想するところから始まる。そして、原爆の投下を正当化する風潮がその後アメリカが他国を攻撃し人々を残酷に殺すことに心を痛めない勢力をのさばらせてきたと語っている。

また、それは今アメリカの政界を覆う「ウクライナを守るために飛行禁止区域を設定すべきだ」とか「プーチンによりいつその圧力をかけ、ウクライナへの支援を強化しなければならない」などの発言に貫かれているとのべ、ヒラリー・クリントンを名指して批判している。

交渉による解決が唯一の選択肢

「武器供与は核戦争の道」

正線
下延長
爆投の
原爆化

解決」で、二つ目は現在進行しているような「最後まで戦う」ことである。後者の「最後のウクライナ人まで、ロシアと戦う」というのは、「ウクライナを全滅させ、終末戦争の基礎を築く」とを意味する。「私たちはゼレンスキーに戦闘機や高性能兵器を提供できるが、プーチンはウクライナに対する攻撃を急激に強め、高性能兵器の供給網を攻撃しうる。そして、すべてを完全に破壊する核戦争に陥る可能性がある」。

ウクライナの中立化に言及したがって、「交渉を通じた解決こそが唯一の選択肢であるという現実を直視」することだ。それが「プーチンと少数の側近に退路を開くものであり、醜悪なもの」だとしても、ウクライナと世界が破滅から脱け出す道である。

ウクライナの中立化に言及

チョムスキーはそこら、「アメリカのウクライナへの対応については二つの選択肢がある」と提起し、次のように続けている。

一つ目は「交渉による

実的な「交渉による解

「受領拒否」「配置拒否」の有無

一言わなければ、無かったことになるのか！

チラシ配置拒否裁判の答弁書、及び被告準備書面（1）が届きました。

被告・東大和市立中央公民館長（佐伯芳幸）は、行政不服審査の段階からそうでしたが、事ここに至っても、チラシの書き換え要求は、あくまでも「お願い」「依頼」であったと主張し続けています。「公民館長の掲示物の掲示権限」を利用した、チラシ書き換え要求を行ったと認めようとはせず、申請者（原告である私です）が、館長の「依頼」に応じて、チラシの書き換えをしたというシナリオにしたいようです。

もちろんこの背景には、市役所の顧問弁護士（今回の訴訟の被告側代理人）の入れ知恵があるはずで、だとしても、チラシの書き換えが、原告の主体的な行為であったかの如き虚偽の主張を繰り返していることは、（館長による、権限を利用した書き換え強制以上に、）許すべからざる行いです。

今回の裁判は、この配置権限を利用したチラシの書き換え要求の有無が、最大の争点です。

ここでは、原告である私が作成した、原告準備書面（1）から、「第1 本件提訴の理由」と「第3 本件の争点（被告によるチラシ1の配置拒否処分、及びその権限を利用した書き換え強要・強制の有無）」を掲載します。

※原告準備書面（1）の全文と、被告の答弁書、及び同準備書面（1）は「自由と人権」HPでご覧ください。

<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/kyohi/index.htm>



第1 本件提訴の理由

1. 不当な行政不服審査裁決

原告は、2021年2月26日、行政不服審査法第2条に基づき、「審査請求に係る処分の内容」を「東大和市中心公民館長の不当な処分」として、東大和市行政不服審査会宛てに提出した。その後、同市役所総務部文書課担当職員の案内により、提出先を審査庁である「東大和市長尾崎保夫」に訂正し、また、「審査請求に係る処分の内容」を「2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ（添付資料）設置申請に対する口頭による不許可処分」と訂正し、3月10日で審査庁に受理された（甲3号証 処分についての審査請求書）。

半年以上の審査の結果、同請求の結論は、審査請求人である原告の得られる法的利益がないという理由で、却下であった（甲4号証 裁決書（大総文収第70号））。審査庁である本件被告・東大和市長 尾崎保夫は、処分庁の拒否処分（チラシ1の受領拒否）の有無についての判断はせず、この結論を導いたのである。

そもそも、行政不服審査法の目的は「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」（第1条）である。仮に審査請求人の法的利益がないとしても、「行政の適正な運営を確保すること」に資するのであれば、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」（第1条）、すなわち、東大和市立中央公民館長 佐伯芳幸によるチラシ1の配置（行政用語では「掲示」としているようであるが、以降もそのまま使用する）拒否処分について、その有無を判定し、裁決を導くべきであった。しかし、結果的にはこれを回避したのである。

行政不服審査法が適正に運用されない実情に遭遇し、被告の違法、不当な公権力の行使を明らかにするためには、司法による判断を仰ぐ他ないと原告は結論し、提訴したところである。

2. 被告の虚偽主張

前項の理由とも重なるが、原告にとって最も許しがたいのは、被告が審査請求の場においても、本件審理の場においても、虚偽の主張をしたことである。具体的には、公権力を利用して提出チラシ 1 の書き換えを強要・強制した事実を無かったこととし、原告自らが主体的にチラシ 1 の書き換えに応じたかのごとき主張を、再三再四にわたって平然と行ったことである。

自ら成した行為を隠蔽・改ざんし、その結果として、原告の対応を 180 度捻じ曲げて主張する、このような恥知らずな対応・主張を許すわけにはいかない。原告の提訴の理由はそのことに尽きると言っても過言ではない。本件の審理によって実現すべきは、被告の行為の真実を明らかにし、虚偽の主張を暴くことである。

ちなみに、原告は精神的な損害を受けたとし、10 万円の慰謝料を請求しているが、それは、公権力の行使を利用した、チラシ 1 の書き換え強要・強制に関するもので、被告の虚偽の主張から受けた精神的な損害は含まれてはいない。

【中略】

第 3 本件の争点（被告によるチラシ 1 の配置拒否処分、及びその権限を利用した書き換え強要・強制の有無）

1. 被告の 24 日、及び後日の対応

被告は、原告がチラシ 1 を持参した際に、「これはだめだよ」と発言し、前記 2 点の字句の変更を求めてきた。原告はその必要はないと反論したが、被告はあくまでも書き換えにこだわり、被告の意向に従った書き換えがなされないチラシ 1 の受領、または配置は「認められない」とし、チラシ 1 の受け取りをしなかった。

前述の通り、チラシ 1 の書き換えを原告に迫ったのは、あくまでも依頼（行政不服審査では主に「お願い」を用いている）であったと、被告は後日主張している。

2. 一般的な事例として

警察官による「任意同行」（刑事訴訟法 198 条 1 項）がその象徴的なものだが、行政官が対象者に任意性があることを告げぬまま、公権力の行使に及ぶという事例が少なくない。行政官からすれば、対象者に下手な抵抗をされることなく、業務を執行できる場合が多いので、対象者の「任意性の隠蔽」をすることは、自身にとって都合がいいのだろうが、対象者である国民の側からすれば、権利の侵害であり、違法な処分となることも充分にあり得る。「任意性の隠蔽」が意図的であろうと、行政官の怠慢によるものでであろうと、対象者にとっての権利の侵害の事実は変わらない。

近年では、感染症予防に関して、マスク着用義務化、飲食店の営業時間の制限義務化に抵抗する行為に、ペナルティーを科すことに対し争われる案件も多い。この場合も、対象者の任意性があいまいであることが原因であり、「任意性の隠蔽」と無縁ではない。

「任意性の隠蔽」と並んで、または結果として、「合意の捏造」という事態が発生する場合も少なくない。

警察官による「任意性の隠蔽」によって連行された対象者は、警察官に従うこと自体が義務である、または警察官にはそのような権限があると誤認し、交番や警察署といった所定の施設まで連れて

いかれる。その結果、対象者は不当に拘留され、場合によっては起訴されることすらある。対象者が事後に抗議しても、連行はあくまでも任意によるものであり、対象者はそれに同意していたと警察官は主張し、逮捕・拘留に至った経緯は問題にされることはない。これはまさに「合意の捏造」であり、これを覆すことは、極めて難しい。

「合意の捏造」は、性的犯罪者による犯行の言い逃れとして利用されることも多い。性的犯罪者は（時として行政官・第三者すら）、被害者は行為に及んだのだから、そこには合意があったと主張する。暴力や威嚇を持って「行為」に及んだにも拘らず、「行為」の存在が「合意」の存在証明であり、「合意」があったのだから、犯罪ではないと主張するのである。まことに、憎むべき言い逃れである。近年では、そのような犯罪者の主張や同調する第三者の意識は、認められにくくなったとは言うものの、人々の意識から完全に消え去っているわけではない。

このように「任意性の隠蔽」と「合意の捏造」は、違法、不当行為の「パートナー」であり、父・母である。本件の被告の行為も、この構図と合致するのである。

3. 本件の場合（チラシ 1 の受領拒否）

被告は、自身の意向に沿ったチラシ 1 の書き換え要求が、あくまでも依頼であったと言う。しかし、依頼である根拠はどこにあるのか。要するに、原告が最終的にチラシ 1 の内容をチラシ 2 のようにしたものを翌日提出した、そのことを唯一の根拠としているだけある。

字句を変更したチラシ 2 の提出という「行為」があったのだから、被告の行為は依頼であり、したがって強要や強制は無く、原告は納得してその「行為」に及んだ。すなわち、そこには原告の「合意」があったとの主張と同一である。「合意」という言葉自体こそ発していないが、実質的に合意の存在を示唆している。

本件は性的犯罪とは異なるが、「合意の捏造」という観点からすれば、全く同じような構図が見られるのである。

一方、原告は 2 月 24 日も、翌日の 25 日にも、被告に対し、その主張に納得するものではないと繰り返し伝え、しかるべき対応を行う旨、言明している。原告が 2 月 26 日に行政不服審査を申請した事実が、被告の主張に納得していないことの証明であり、チラシ 1 の書き換え要求が、被告の権限を利用した、不当な強要・強制によるものであることを物語っている。

被告は、（行政不服審査の段階からそうであったが、）「合意の捏造」を盾に、もっぱら自己保身を図っているのである。

原告は、チラシ 1 の書き換えは必要ないと被告に反論し、その意思も無いと告げた。にもかかわらず、被告の意向に沿ったチラシ 1 の書き換えを求め続け、チラシ 1 受け取りには至らなかった。すでにこの段階で、チラシ 1 の受領拒否は成立していると言わねばならない。受領拒否は、そのまま配置拒否を意味する。

4. 本件の場合（チラシ 1 の書き換え）

被告が、書き換えが依頼であったと主張するなら、そのことは何によって証明できるか。少なくとも、24 日には「依頼」という言葉は一切発せられていない。依頼であると、後日主張しているに過ぎないのである。被告はチラシ 1 の書き換え要求を続け、受け取りしない状態を維持し続けた。被告が、依頼であったと、後日いかに主張しても、申請者の側からすれば、「書き換えしなければ受領を拒否する」、「配置を拒否する」と言われているに等しい。そのような状況では、原告にとって書き換え

が任意であるとは、受け止められるはずがない。そのうえで、書き換えられたチラシが申請者から再提出されたからと言って、24 日の被告の対応が「依頼」であったとすることは、道理に合わない。

仮に、この段階で「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかったとしても、上記被告の対応を見れば、チラシ 1 に対する受領拒否・配置拒否の実態が十二分に成立していたことは、明らかである。

このことは、被告がその権限を利用して、原告の作成したチラシ 1 の書き換えを迫るという、公権力の卑劣な行使であり、同時に、憲法が定める表現の自由の侵害（第 21 条）でもあったことを指摘しておかねばならない。

本の紹介コーナー

諸永裕司 著『消された水汚染―「永遠の化学物質」PFOS・PFOA の死角―』（平凡社新書）

PFOA・PFOS という言葉をご存じだろうか。私も、この本を読むまで、その名前すら知らず、その物質によって深刻な環境汚染が起きていたことなど、全く知らなかった。第一、新聞やテレビで報道されたような記憶もない。記憶には自信がないが、もし見たとしても忘れてしまうほど、大々的な扱いではなかったろう。少なくとも世間で大騒ぎになったというようなことは無かった。

PFOA はペルフルオロオクタン酸、PFOS はペルフルオロオクタンスルホン酸の略で、代表的な有機フッ素系化合物だ。現在では製造・使用、輸出入が禁止・制限され、PFHxS や PFHxA という代替物質に置き換わっているが、最近の研究では残留性や危険性が高いことなど分かってきている。これら代替物質を含め PFAS と呼んでいる。残留性が高く、自然界や人の体内に入ると、いつまでもなくならず蓄積され、悪影響を及ぼす。

水や油をよくはじき、フライパンのコケ付き防止のためにフッ素加工されているテフロンなどが有名。アメリカではデュポンがその廃液によって環境汚染を引き起こし、人や家畜に甚大な被害を及ぼして大規模訴訟となり、和解に務応じている。このことテーマにしたドラマ「ダーク・ウォーターズ」が今でも公開されている。

PFOS は飛行場などの火災消火剤として用いられることも多く、沖縄の米軍基地からあふれ出した白い泡の映像が記憶に新しい。米軍横田基地が絡む、東京多摩地区の PFOS による地下水汚染問題が過去にあった事を、この本によって初めて知った。地水道局はもちろん地下水の取水を停止したが、地下水は、その動きが遅いこともあり、いつまでも汚染は残留し、蓄積し続ける。それは人の体内でも同じだ。

これら問題があまり大きく取り上げられないのは、行政の無策・事なかれ主義・責任放棄と、広告収入に支配されたマスコミの報道体質、さらには日米地位協定の問題も背景にある。一読をお勧めする。

ネット配信の Tansa 報道（調査報道）が伝える、摂津市のダイキン工場の PFOA による環境汚染も見逃せない。「Tansa 報道 ダイキン工場」で検索すればヒットする。こちらもご注目！



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。



東大和市議会運営委員会申し合わせ事項の問題点

—「審査になじまない陳情の取り扱いについて」その違法性について—

2022.5.9 榎本

2020年2月24日、東大和市議会に提出した『東大和市子ども・子育て憲章』の制定見直しを求める陳情（賛同者62名）が同市議会運営委員会にて「議長預かり」（陳情を議会にかけないという処分）とされたことを不服として、同年11月、東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴した。2022年4月21日「却下」という不当判決を受けたため、5月6日、東京高裁に提訴した。

以下は、控訴するにあたって「議長預かり」がいかに違法・不当かということを示したものである。

東大和市議会運営委員会では、「審査になじまない陳情の取り扱いについて」という申し合わせ事項を5項目定め、それに該当する陳情を「議長預かり」として、会議にはかけない。しかし、このように審査になじまない陳情を列挙し、「議長預かり」とすることは請願・陳情の権利に抵触する可能性がある。とりわけ、理由の⑤は、恣意的運用がなされる恐れがあり、違法性が高い。

裁判の中で被告（東大和市）代理人は、同申し合わせし次項の法的根拠として、東大和市議会会議規則第130条1項ただし書きを上げている（市議会の中でも同様の認識あり）が、これは誤りと考えられる。以下、その理由について、順を追って説明する。

※ちなみに、他市でも「議長預かり」と呼び、同様の扱いをしているところは少なくない。しかし、そのことを根拠に「議長預かり」が合法であるとの根拠とはなり得ない。

【違法性を疑わせる根拠】

- ① 130条は東大和市議会会議規則の「第3章 請願」の中の条文である。請願についての取り扱いについて述べている条項の中で、請願の審査をしない（「議長預かり」とする）定めがありこと自体、存在的に矛盾している。
- ② 構文上、「本会議に上程しない」（「議長預かり」とする）と言うこととは定立し得ない。同ただし書きは、前文全体を受けている。前文中には「議長は、請願文書表の配布とともに、」とあり、これでは、「請願文書表を配布したうえで、当該請願を審査しない」ことになってしまい、会議の現実とも、法文解釈上も矛盾することになる。
- ③ 会議規則の解説書では、（東大和市議会に即して言えば、）130条1項ただし書きが、直接本会議にかけることを示している。

・中島正郎 著「最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説」（P767）

「本条は請願の委員会付託を議長権限で請願文書表を議員に配布するとともに、その請願を所管の常任委に付託することをとしているが、市の場合議長がただし書にさって付託する必要がないと認めるときには、本会で審議することとしている。」※下線引用者

・西村 弘一 著「地方議会 会議の理論と実際」（P510）

「請願は 議長の権限により請願文書表または請願原書の写しの配布と同時に、所管の常任委員会に自動的に付託されるので、本来常任委員会の審査を省略することはできない。しかし、すでに請願の趣旨が実現されているものまたは章 審議に急を要するもの等については、特例

として委員会の審査を省略することが認められている(会規県九〇 二、市一第 二八 一、町九二 二)。この場合は、議会の会議で直接請願の審議を行い採択、不採択を決定することになる。」

※下線引用者

④ 他市で上記内容と合致する扱いがなされている。

・東村村山市議会 2020 年 3 月 27 日定例会

元陳情第 10 号「運動公園 SL (D51) を補修・修理し、子供たちの夢や文化遺産を大切にす
る取り組みを求める陳情」が委員会付託せず、本会議にかけられ、みなし不採択となってい
る。

・小平市議会 2000 (H12) 年 3 月 1 日から 3 月 1 日定例会

第 79 号「鷹の台マンションの建設計画について」が委員会付託せず、本会議にかけられ、み
なす採択とされている。

※上記は東大和市議会会議規則 130 条 1 項ただし書きと同様の会議規則に則った処理であると
考えられる。

【資料】

◎東大和市議会会議規則

(請願の委員会付託)

第 130 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員
会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限り
でない。

(陳情書の処理)

第 134 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書
の例により処理するものとする。

◎議会運営委員会申し合わせ事項

(2) 審査になじまない陳情の取り扱いについて

議長が議会運営委員会に諮った上で、次のいずれかに該当すると認めたものは、原則的に本会議
に上程しないこととし、議長預かりとする。

なお、全議員に添付資料等を除くその写しを配布することとし、配布の時期については、定例会会
期中の請願・陳情文書表配布日に行う。

① 基本的人権を否定する等、明らかに違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの

② 個人又は団体について誹謗中傷し、その名誉を毀損し、その信用を失墜させ、又はその秘密を明
らかにするもの

③ 係属中の裁判事件に関するもの等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの

④ 市職員の身分に関し、懲戒、分限等の個別の処分を求めるもの

⑤ 前各号に定めるもののほか、審査になじまないと認めたもの

【以上は、平成 28 年 5 月 11 日決定・施行】

※下線は引用者

【「自由と人権 NO.18」付録②】

東大和市における展示・掲示への介入例

2022.5.9 榎本

※凡例：①年月日 ②主宰（団体） ③対応（団体） ④介入内容 ⑤対応 ⑥備考

市民文化祭写真展示

- ① 2013 年（H25）
- ② 市民文化祭写真展（東大和市写真連盟）
- ③ 年金者組合写真サークル
- ④ 慰安婦像の写真・題名（「二度と繰り返してはならない 慰安婦の像」）を問題視
→ 入場者から問題指摘→写真連盟役員から題名の変更・写真の撤去または入れ替え要求
- ⑤ 題名変更（「慰安婦の像」）※「展示作品一覧」は原題のまま表示
- ⑥ 写真連盟会長に要望を提出

原水協通信 NO75 号配置拒否

- ① 2016 年 6 月
- ② 原水爆禁止東大和協議会
- ③ 東大和市公民館
- ④ 上記通信「核兵器容認の安倍政権に参議院選挙で厳しい審判を！」の記事を問題視（推測）し、配置不可通告
- ⑤ 公民館長・副市長に抗議
- ⑥ 独自に配布

南街立野中央 9 条の会ニュース NO.37 回収

- ① 2016 年 6 月
- ② 南街立野中央 9 条の会
- ③ 南街立野中央 9 条の会ニュース
- ④ 市長から、担当者に「安倍政権打倒」の記事に市民からクレームがあったとの連絡あり。
公民館・図書館のニュースを回収するよう要求があった。
- ⑤ 事務局で協議し承諾
- ⑥ 独自に各戸配布

集会チラシ「裁判ごっこ」字句訂正強要

- ① 2021 年 2 月 24 日
- ② 自由と人権
- ③ 中央公民館長（佐伯芳幸）
- ④ 「法廷」、「公判日時」の「法廷」、「203 法廷（学習室）」の「法廷」に二重取り消し線を引き、「法廷」を「ところ」に書き換えることで配置を認めた。
- ⑤ 要求には納得できないが、集会開催期限が迫っていたため、やむなく書き換えに応じる。
同時に申請人は納得したわけではない旨と、今後しかるべき対応をとることを館長に伝える。
- ⑥ 同年 2 月 26 日、行政不服審査請求申請。10 月 8 日、不当裁定（却下）されたため、12 月 21 日、館長の違法な書き換え要求を明らかにするため、東京地裁立川支部に損害賠償請求を申し立てをする。

【資料】

◎社会教育法

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

◎東大和市立公民館条例

(使用の制限)

第 7 条 館長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。

- (1) 公益を害し、著しく風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると館長が認めたとき。

◎東大和市立公民館条例施行規則

(館内の掲示又は展示)

第 10 条 公民館の館内に掲示物の掲示又は展示物の展示をしようとする者は、掲示申請書及び掲示物又は展示物を館長に提出しなければならない。

2 館長は、[前項](#)の規定により提出された掲示物又は展示物を審査し、適当と認めたときは、許可書を交付する。

◎公民館事務処理取扱基準

(掲示物の制限)

第 7 条 次の各号の一に該当する場合は、掲示物の掲示を許可しない。

- (1) 宗教団体等の布教、勧誘その他これに類する行為を目的とする掲示物
- (2) 営利を主たる目的としたもの(無料相談会、予約販売、見本市は営利を目的としたものとして取り扱う。)
- (3) 政党等及び議員等の個人後援会の宣伝及び啓発活動に関するもの(議員、議員団等が発行する議会報告、ニュース等は政党等の宣伝及び啓発活動とみなすものとする。)
- (4) 中傷、人権及びプライバシーを侵害する恐れがあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 東大和市以外の自治体だけで活動しているグループの会員募集

(取扱の条件)(施行規則第 5 条の 2 関連)

第 8 条 この取扱いにおける条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 取扱うために必要な所定の手続きを経ること
- (2) 掲示物及び配布物に団体名・責任者・問合せ先が明記されていること。
- (3) ポスターについては、各館原則 1 枚とし、チラシについては、各館 30 枚程度とする。